

# 平成 31 年度（2019 年度）事業計画

## I 基本方針

---

制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」を超えて、『我が事』『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく『地域共生社会』の実現に向けた組織・事業基盤強化を図ることが、厚生労働省の指針を基に全国の社会福祉協議会にも求められています。

中央区社会福祉協議会も地域を取り巻く環境を的確に把握しながら『地域共生社会』の実現に向けた組織体制の強化とともに、実践活動を進めてまいります。

1. 『地域共生社会』の実現に向けて、理事および評議員、事務局職員の共通理解を進めます。「どのような地域を目指していくのか」「事業・活動等をどのようにすすめていくのか」といった組織としての使命やビジョンの確認を行います。

そのための中期的指針として平成 27 年度に策定した「地域福祉活動推進計画」について、『地域共生社会』の実現に沿った見直しを行います。

2. 区社会福祉協議会の組織が縦割りとならないよう横断的に役割・機能の再確認を行い、組織の連携体制の再構築を行います。更に、地域福祉活動を見据えた職員の育成、スキルアップに努めます。

3. 小地域（旧小学校区）単位を中心に、地域住民、ボランティア・NPO 団体、社会福祉法人・社会福祉施設、企業等が協働して地域課題を発見し解決する仕組みや、地域の居場所運営に本会の総合力を活かして支援を行います。

また、福祉的な課題等により地域との関わりがない、仕事をするのが難しいといった住民を対象に、役割や生きがいを感じる事が出来る居場所を提供します。

4. 活動財源として、補助金を事業目的に合せ柔軟に活用します。また、善意銀行、地域福祉推進基金、赤い羽根共同募金配分金についても、それぞれの財源の主旨に沿って有効に活用します。

更に、募金活動を通じた寄付文化の定着を進めると共に、各事業に適した財源確保に努めます。

5. 地域での全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築と具体的な事業・活動の推進において、地域の社会福祉法人・社会福祉施設等との連携・協働を進めてまいります。

## II つながり、支え合えるまちづくりの推進

---

## 1. 地域福祉事業

既存の制度や支援体制では対応が困難な福祉課題を抱えていたり、複合した福祉課題があったりする方が地域の中で孤立してしまわないよう、地域の方々や専門機関等とのネットワークを構築するなどの支援のしくみづくりを、地域福祉ネットワークを中心とした区社会福祉協議会の総合力で行います。

### (1) 暮らし支援窓口との連携による生活困窮者への支援

暮らし支援窓口とアウトリーチ機能を担いながら、様々な生活課題や福祉課題の解決・支援に向けて、地域住民組織と関係機関のネットワークにより、地域での支え合いのしくみづくりを行います。また、「地域におけるニーズキャッチのしくみづくり」「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」に取り組みます。

### (2) 外国にルーツを持つ世帯への支援（地域交流）

外国にルーツをもつ子ども達への支援などを、子育てコーディネーターと連携しながら取り組むとともに、その世帯の方々が地域の中で活躍することができるよう支援します。

### (3) 東日本大震災・熊本地震支援「拡大版いちいちバザール」の開催

民生委員児童委員協議会や婦人会、障がい者事業所等とのネットワークづくりとして、引き続き東日本大震災、熊本地震被災地支援のための「拡大版いちいちバザール」に取り組みます。

（拡大版いちいちバザール）

- ・元町夜市（7月）
- ・海の盆踊り（8月）
- ・ハートフルフェスタ（11月）
- ・南京町広場（3月11日）

### (4) 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット中央）の運営支援

ほっとかへんネット中央の事務局として、社会福祉法人同士の連携を強化し、法人の地域公益活動が、課題を抱える区民を支援する出口のひとつとなるよう、働きかけを行います。また小地域単位で、地域に施設・事業所をもつ多分野の社会福祉法人が連携し、総合力で地域における福祉課題への対応やつながりづくりを進めます。

### (5) 福祉的な課題等のある方への「しごと」の場提供、支援者ネットワーク 【新規】

就労準備支援を実施している事業所や支援者等と連携しながら、福祉的な課題等により、地域との関りがなく、仕事をするのが難しい、何らかの役割を担うことが苦手な方を対象に、役割や生きがいを感じることができる居場所としての「しごと」場を提供します。

## **(6) 支え合いミーティング in 中央区 (仮称) 【新規】**

地域住民、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人・社会福祉施設、企業等の多様な担い手が集まり、中央区内におけるさまざまな「支え合い」活動を知り合い、地域課題である「担い手の発掘・育成」「担い手と活動の場のマッチング」の可能性を探る機会とする。また、地域におけるボランティア活動の多世代化を区社会福祉協議会の総合力を活かして行います。

## **2. 高齢者福祉事業**

地域の方々が安心して住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活支援コーディネーターを中心として、地域における高齢者の見守り活動の支援や高齢者の生活課題に対応する地域支え合い活動の推進を、地域団体等の方々やあんしんすこやかセンター等関係機関との連携により行います。

### **(1) 生活支援体制の整備**

多様な主体による多様なサービスの提供により、高齢者を地域で支えていく地域づくりの体制整備を行います。

① 社会資源情報の整理と活用について実務者会で討議し、情報をデータベースにまとめます。また、集い場などの支援者が高齢者から受ける相談のつなぎ先がわかる情報紙を、必要に応じて作成します。

② 生活支援・介護予防サポーターを対象にフォローアップ研修や見学ツアーを開催し、担い手と集い場等とのマッチングに取り組みます。

### **(2) 見守り推進員 (SCS) の派遣**

高齢者が非常に多い団地等での、身近な相談窓口として開設されているあんしんすこやかルーム (現在 3 カ所) について、見守り推進員を派遣し、見守り活動とコミュニティサポートグループ事業の拠点となるよう、引き続き支援します。

### **(3) 高齢者見守り調査の実施**

民生委員・児童委員協議会と連携して「高齢者見守り調査」を継続して実施します。

### **(4) 小地域における見守りネットワークの推進**

ひとりぐらし高齢者や障害者等の要援護者に係る地域の支援関係者が、地区民児協や復興住宅を単位として、定期的に会合をもち、要援護者の早期発見とケース別支援策の検討、各団体の情報交換等を行い、友愛訪問などの支援福祉活動の充実を

図ります。また、地域で対応困難なケースについては、専門機関に橋渡しをすることにより、地域の支援関係者と専門機関の連携を図ります。(88回)

#### **(5) ひとりぐらし高齢者ふれあい給食サービス事業**

ひとりぐらし高齢者等を対象に給食会を通じた交流事業を実施する地域福祉活動団体に対し、その活動を促進することによって、閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等にコミュニティへの参加の機会を提供し、孤独感を解消するとともに、相互のふれあいを深めます。

#### **(6) ひとりぐらし高齢者友愛訪問活動**

民生委員とボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に定期的な見守り活動(友愛訪問)を行います。

#### **(7) テレフォンサポート「お達者コール中央」の実施**

「お達者コール中央」の利用を希望して登録しているひとりぐらし高齢者等を対象に、毎週火・木曜日にボランティアがお元気確認の電話をし、聞き取った困りごとを関係機関につなぎます。

#### **(8) 「コミュニティサポートグループ育成支援事業」の実施**

生活支援体制整備事業等での集い場立ち上げの取組みを通じて、コミュニティサポートグループとしての立上げを支援します。また、活動が持続可能となるよう、運営について助言します。

### **3. 子育て支援事業**

児童館の管理運営、活動支援及び地域の方々や関係機関との協働による地域の子育て支援活動に加えて、地域における子どもの居場所としての子ども食堂や学習支援の場の支援、子どもの孤食防止や学習意欲の向上を図る取組みの推進を子育てコーディネーターが中心となって行います。

外国にルーツを持つ子どもの居場所や、居場所の無い地域での新規立ち上げ支援に力を入れます。

#### **(1) 児童館の管理運営**

市社協が指定管理者となっている生田川、八雲、神戸諏訪山、清風の4児童館と山の手学童保育コーナーの管理運営を行ないます。また、他法人運営の7館を含めた中央区内11館の巡回を行います。児童館職員の資質向上を目指し、年4回、区社協主催の研修も実施します。

## **(2) 放課後児童クラブ・学童保育コーナーの運営支援**

各クラブ、コーナーとの連絡を密に取り、課題解決を共に目指します。

## **(3) 地域の子育て支援**

こども家庭支援課、子育て応援プラザ中央と中央区社協の3者で、子ども子育てサポート事業を展開します。

## **(4) 子どもの居場所づくり事業への支援 【拡充】**

年2回の情報交換会を実施し、団体の横のつながりや、交流を促します。

更に、新規立上げや既存の居場所への運営支援について区社会福祉協議会の総合力を活かし進めてまいります。

## **(5) 中学生防災教育支援 【拡充】**

7年目を迎えるにあたり、今まで公立中学校を対象に実施して内容を新たに私立中学校3校にも参加を促します。全校対象の会とは別に、地域での開催も行い、多世代交流と次世代の担い手づくりを目指します。

## **(6) 外国にルーツを持つ児童への支援【拡充】**

外国籍の方が、中央区民の1割を超える現状から、来日間もない日本語が充分でない児童への日本語教育への支援や、学校での勉強に不安を感じる児童への学習支援の場の運営を支援します。また、学習支援の場の新規立ち上げも支援します。

## **4. 障がい者福祉事業**

### **(1) 中央区自立支援協議会への参画**

障がい者の自立と社会参加を支援するため、中央区自立支援協議会の活動への参加、協力を積極的に行います。

### **(2) 障がい者（児）への理解、啓発 【拡充】**

小中学生、高校生を対象とした福祉学習の場を提供し、障がい者（児）への理解、啓発を行います。

### **(3) 手話入門講座の開催**

平成27年4月1日に施行された「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、広く区民に対し聴覚に障がいのある方への理解促進や手話活動の裾野を広げる活動として、手話入門講座を開催します。

## **5. 相談・援助事業の実施**

総合相談体制の構築を目標に縦割りの相談でなく職員ของทีม対応の向上に努め区

社会福祉協議会の総合力を活かした対応を行います。

#### **(1) 心配ごと相談所の運営**

区民生委員児童委員協議会の協力により、毎月第2火曜日に窓口を設置し、区民が相談しやすい環境整備に努めます。

#### **(2) 成年後見制度の利用手続き 中央区相談窓口の開設**

市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の案内窓口を毎月第4木曜日に設置します。

#### **(3) 生活福祉資金の貸付**

生活福祉資金の貸付事務とともに、生活困窮者自立援助事業等との連携により、低所得世帯の経済的自立や社会参加の促進、生活再建を支援します。

### **Ⅲ つながり、支え合うこころの醸成**

---

---

#### **1. ボランティアセンターの運営**

##### **(1) ボランティアの登録・コーディネーション**

ボランティア活動への参加希望者や団体に登録をいただき、ボランティア依頼者とのコーディネーションがスムーズに行える体制づくりに努めます。

特に個別ケースへのボランティア依頼に対しても対応出来るよう、ボランティアの組織化にも力を入れていきます。

##### **(2) ボランティア講座・研修会の開催**

幅広いボランティアの育成を目的に、ボランティア講座・研修会を開催します。

###### **① 中央区手話入門講座 (再掲)**

###### **② 傾聴ボランティア養成講座**

様々な場面で必要とされる「傾聴」について技術を身につけていただくことと、テレフォンサポート「お達者コール中央」の担い手養成を目的に開催します。

###### **③ 中央区ボランティア交流会**

中央区ボランティアセンターに登録する個人、団体を対象に、情報交換、交流を行うことで活動が更に活性化することを目的に開催します。

###### **④ 夏休み福祉体験講座**

区内の高校生を対象に、夏休みを利用した社会福祉施設での福祉体験等を通じて福祉の心を育む機会をつくることを目的に開催します。

⑤ 障がい児支援ボランティア養成講座

障がい児支援へのハードルを下げること、支援を必要としている方や団体のために担い手を養成することを目的に開催します。

**(3) ボランティア活動の支援と活性化**

「ボランティア災害共済」や「県民ボランティア活動助成」等の助成金の受付・情報提供、備品貸出、ボランティアルームの使用受付等を通じて、ボランティア活動に対する支援、活性化を進めます。

**(4) 福祉教育の推進 【新規】**

地域の小中学生、高校生を対象に、認知症理解や福祉施設体験学習、更に赤い羽根共同募金運動を含む地域の福祉について学び、取り組む機会を提供し、次世代の福祉の担い手の育成に努めます。

**(5) 災害ボランティアセンター設置を想定した対応 【新規】**

災害時のボランティア募集方法の整理や、災害ボランティアセンターの立上げを想定した資材等の整備を行います。

また、災害ボランティアセンター立上げを想定した訓練を実施し、区社会福祉協議会の職員対応、区役所との連携について検討、確認します。

**2. 募金活動等助成金の広報・啓発**

神戸市中央区共同募金委員会による赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金を、中央区の社会福祉団体、社会福祉施設及びボランティアグループ等へ助成することにより、区内の地域福祉の活性化を図ります。

**(1) 赤い羽根共同募金助成金事業**

① 平成27年度に策定された神戸市中央区社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画で掲げた「共同募金運動の強化および配分事業の透明化」の実現に向けて、寄付者の理解を得られるような募金の使いみちの透明化に取り組みます。

(主な取り組み)

- ・次年度の配分要望に基づく共同募金目標額の制定
- ・地区福祉事業費配分の厳正なる審査の実施

② 募金の使いみちとして、日本の文化や習慣を理解し、地域で安心して暮らしてい

けるよう区内に在住する外国人向けのパンフレットを作成し、中央区の特色である外国にルーツを持つ方々への支援を行います。

## **(2) 歳末たすけあい募金助成金事業**

歳末たすけあい募金の財源を活用し、新たな年を迎える時期に、高齢者、障がい者などが地域において孤立することなく自分らしく安心して暮らすことができるよう支援を行います。

- ① 85歳以上の見守りが必要なひとり暮らし高齢者への支援
- ② 重度心身障がい児家庭、交通遺児家庭への支援
- ③ 障がい者福祉団体への支援
- ④ ひとり暮らし高齢者ふれあい給食会等への支援
- ⑤ ホームレス等生活困窮者への支援

## **(3) 善意銀行の運営**

① 善意銀行事業が中央区民に浸透するよう、ハートフルフェスタ等のイベントにおいて啓発の機会を取り入れていきます。

② 長年預託をいただいている企業や個人に対し、ハートフルフェスタにおいて理事長表彰を行い、今までの活動に対して感謝を伝えるとともに、表彰式を通じてより多くの方に善意銀行事業を知っていただきます。

③ 日々ご寄附いただく金品預託の払出事業の他、該当者が確認できた場合に交通遺児助成金や火災見舞金事業を実施します。

④ 善意銀行運営規程を見直すことにより、ご寄附いただいた金銭を財源として、地域の実情や預託者のご意思に合わせた新たな助成事業を創設できるようにし、中央区の地域福祉の向上に努めます。

平成31年度は、中央区内の児童館のために役立ててほしいという預託者のご意思をもとに、児童館行事助成事業を実施します。

## **3. 顕彰（理事長感謝状の贈呈）**

多年にわたる社会福祉活動及び金品労力の提供により、地域の社会福祉増進に貢献した団体等に感謝の意を表すとともに、社会福祉活動を広める一助とすることを目的に実施します。

平成31年11月23日（土）中央区健康福祉フェア「ハートフルフェスタ2019」で、理事長感謝状の贈呈を行います。



#### 4. 広報・啓発活動の推進

地域の方が社協への理解を深められるよう、ホームページやFacebook、リーフレットを通して社協の日々の活動について紹介する他、助成金情報やイベント情報など、関連団体から寄せられる情報を発信します。

赤い羽根共同募金を財源として開催する「ハートフルフェスタ2019」では、共同募金運動の紹介や社協による共同募金配分金事業を紹介し、募金の使いみちの透明化を図るとともに、募金文化の醸成に取り組みます。

#### 5. 中央区社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画

タワーマンションや外国人の問題等、中央区独自の地域課題に対し中期的な視野で、計画的に取り組んでいくため策定委員会を設け「中央区社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画」（平成32年度到達目標）を平成27年度に策定しました。

新たに『地域共生社会』の実現に向けた実践活動に沿う見直しを行います。

##### 重点項目

##### (1) 共同募金活動の強化及び配分事業の透明化

- ① 民間の社会福祉財源の有効活用を目的に、寄付者の理解を得られるような募金の使いみちの透明化に取り組みます。（再掲）

（主な取り組み）

- ・次年度の配分要望に基づく共同募金目標額の制定
- ・地区福祉事業費配分の厳正なる審査の実施

- ② 配分事業の透明化を更に進めるため、配分団体からの申請に基づき中央区共同募金委員会審査委員会で審査し、理事会・評議員会の場で説明いたします。

- ③ 赤い羽根地域づくり助成（公募助成）については、申請団体の立場に立った要綱を作成し引き続き実施します。

##### (2) 善意銀行及び各種基金の有効活用

- ① 善意銀行運営規程を見直すことにより、ご寄附いただいた金銭を財源として、地域の実情や預託者のご意思に合わせた新たな助成事業を創設できるようにし、中央区の地域福祉の向上に努めます。

- ② 区社会福祉協議会の突発的な事象に対応するため設置された財政調整基金を廃止し、一部を地域の課題に対応出来るよう地域福祉推進基金に積むとともに、今後想定される法人運営の資金不足を補うため一部を一般会計に繰り入れます。

### **(3) タワーマンション等における社会的孤立の防止**

中央区では、区役所内関係課で「地域支援担当課連絡会」を開催し、区役所全体で、この課題に対応しており、タワーマンションを含むオートロックで入りにくい集合住宅における住民の社会的孤立の防止や、子ども・障害者・高齢者等の分野枠を超えた多世代・まるごとの地域共生社会を目指します。

### **(4) ボランティアセンターの活性化**

ボランティアセンターに登録している個人及び団体のみならず、地域住民、学校、NPO団体、社会福祉法人・社会福祉施設、企業等が、同じ課題について連携協力することが出来る場の創出を行い、ボランティアの裾野を広げる活動を行います。

### **(5) 地域福祉ネットワーク事業の拡充**

制度の狭間にある地域の福祉課題について、高齢・障がい・児童等の専門機関・事業所・社会福祉法人などの多分野まるごと包括的なネットワークで、課題解決に向けた取り組みを行います。また、生きづらさや社会とのつながりが希薄な方の社会的孤立を防ぐため、地域の中で「生きがい」や「役割」を感じたり、一般就労の準備段階としての社会参加を促進し、居場所や活躍の場としての「しごと」づくり（出口支援）に取り組めます。